

批評・紹介

唐宋社會經濟史研究

周藤吉之著

昭和四十年三月 東京大學出版會

A5判 本文九二九頁 圖版十頁

索引十二頁

本書は『中國土地制度史研究』『宋代經濟史研究』に續く、周藤吉之氏の唐宋社會經濟史に關する論文集である。九百頁を優に越けても、この碩學の業績の重さを、あらゆる意味で感じないではない。この書によつて改めて云々するまでもなく、關係する史料を隅なく檢索し、それらを研究者たちの前に提示して下さる努力と功績は、後學を裨益すること大なるものがある。ここに重ねて著者に對して深い感謝を捧げる次第である。

収録された論文は全部で十七篇。すでに發表された ①吐魯番出土の佃人文書研究——唐代前期の佃人制——、②宋代佃戶の剝佃制——官田を中心として——、③宋代の典佃制、④南宋の田骨・屋骨・園骨——特に改典就賣との關係について——、⑤宋代の詭名寄産と元代漢人の投獻——佃戶制とも關連させて——、⑥北宋末の公田法と華北の諸叛亂、⑦唐代中期における戸稅の研究——吐魯番出土文書を中心として——、⑧宋代鄉村制の變遷過程、⑨宋代の陂塘の

管理機構と水利規約——鄉村制との關連において——、⑩宋代の鄉村における店・歩的發展、附録①宋元時代の佃戶制に就いて、附録②「新編事文類要啓筭青錢」の成立年代とその中の契約證書との關係、のほかに、未發表の ③個人文書研究補考——特に鄉名の略號記載について——、④宋代の土地制度論——井田論・限田論を中心として——、⑤宋代四川の佃戶制——最近の研究を讀んで——⑥南宋の役法と寬鄉・狹鄉・寬都・狹都との關係、⑦南宋の保伍法、本書の大部分は、土地問題(佃戶制問題)と、役法・鄉村制關係の論文によつて占められていると言える。なお、既發表の論文でも、内容に手が加えられているものが多く、一部には題名も變更されている。それらの多くに對して、すでに『史學雜誌』の各年度の回顧と展望をはじめとした紹介・批評がなされており、新發表五篇についても、丹喬二・渡邊絃良氏によつて批判が行われている(『史學雜誌』七十五編五號)。従つて、ここでは、筆者に關係のある宋代四川の佃戶制に焦點を合わせ、そのほか數篇をとりあげて、紹介とともに、蕪雜な感想を記すことにとどめる。淺學非才、紹介の方法も恣意的なところが多いかと思うが、はじめに著者並びに讀者の御海容をお願いしておく。

行論に先だつて、筆者の立場を明らかにしておく必要がある。筆者は數年前、『東洋史研究』の學界動向を借りて、著者の土地制度史に關係ある論文を妄評した。この動向は多くの缺陷を含み、いろいろな方から御批判をいただいた。そこでは、筆者は自分の立場を必ずしも明確にせず、いたづらに周藤氏に對する反論のみを強調した嫌いがあった。實のところ、筆者は、現在でも中國史上におけ

る宋代の位置づけについて、それほど確固とした意見を持っているわけではない。周藤氏は、その論考の中で、奴隸制・農奴制、あるいは古代・中世といった、所謂時代區分に關係する術語は殆んど使用されておらぬ。従つて讀者は、行間から、いわば間接的に、周藤氏の中國史に對する體系を推測するほかはない。筆者は、周藤氏は、唐までが古代（奴隸制時代）であり、宋からは中世（農奴制時代）と考えておられると理解している。結論から言ふと、筆者はこの基本線に納得することができないのである。しかし、同じく周藤説の批判者である宮崎市定氏が提唱されている、宋以後東洋の近世説——ヨーロッパ史に比定すれば、宋以後の中國は、ルネッサンスから産業革命・市民革命前夜までに相當する——を、その通りとは考えていない。それを體系的に論證するには、暫らく時間がかかろうが、方向としては、唐から宋への變革は、古代から中世への移行と言ふよりも、封建制の再編成か、或いはまたヨーロッパでいへば絶對主義時代への突入——そうなるかと宮崎説に近づくが——といった角度で捉えようとしていると言つて良い。勿論、周藤氏や、故仁井田陞博士が繰り返し強調されている法制上の地主・佃戸間の差別、主僕に分などの存在を認めないわけではない。それを認めることは同時に、宮崎氏の言われる、地主・佃戸間の自由な、近世的な契約存在説にも首を傾げることに連なる。筆者はやはり、當時の契約は、特例を除けば、日本の江戸時代のそれと同じく、契約の形はあつても、中身は當事者の一方的主觀の意思が貫徹されるようになってきた、というように考えている。だからと言つて、宋代が中世のはじまりで、莊園制の發達期であるとは限るまい。筆者の本書の批評・紹介は、こうした立場に立つて行ふことをあらかじめお断わ

りしておく。

宋代四川の佃戸制。この論文の前半は丹喬二、宋初の莊園について——成都府後蜀國節度使田欽全の所領を中心として——（史潮八七）、後半は拙論「南宋淮南の土地制度試探——營田・屯田を中心に——」（東洋史研究二一ノ四）に對する反論から成つてゐる。丹氏の論考は『成都文類』卷三九所收の楊天惠・正法院常住田記に依據して、成都府城北方に在つた後蜀國節度使田欽全の莊園の變遷と内容を檢討したものである。その結果として次のような事實が明らかにされた。「五代當時、一圓的な田欽全莊園内の佃戸であつた農民達のうち、その一部はたくましく成長し、宋初の動亂を経て、莊園が正法寺の所有に歸した頃には、舊佃戸から上昇した農民層と、そうでない佃戸層ができ上つていた。そして前者が、宋朝という官僚制國家の現實の擔い手となつたのである」。丹氏は斷定は避けておられるが、大勢として、宋以後の莊園は一圓的・集中的でなくなつて來ていると考えておられるようで、また唐以前を古代とする考え方にも批判的見解を述べられている。丹氏の論考は、組立てられた論理と、實際の史料との間に、少し飛躍がみえ、假定がかなり含まれている點は否めない。そこで周藤氏は同じ史料を綿密に分析され、丹氏の史料操作の誤まりを指摘されつつ、結論として、莊園内部における佃戸の成長というようなことは當時みられず、また丹氏が佃戸の生長の例としてあげられた「佃戸が地主に代つて兩税を納め、役に當つていた」點も否定された。丹氏はこれに對して、前記『史學雜誌』上で再び反駁されているから、詳しくはそれに譲るが、現段階で、かつここにある史料だけからは、どちらにも決め手はない氣がする。

宋代の佃戸の性格を規定する場合、その移動が自由であったか不自由であったかは、極めて重要な問題である。周藤氏は「宋代の佃戸制」（土地制度史研究所收）の中で、その不自由性を考證された。かねて、そこで使用された史料の取扱いに疑問を抱いていた筆者は、前記拙論で、その一部を公表してみた。すなわち、周藤氏が「宋會要・食貨・六九・逃移の項に収録される、南宋淳熙十一年六月二十七日、開禧元年六月二十五日の二條文を主要なよりどころとして出された「四川では北宋の皇祐四年に客戸がその土地から移るのを禁止された」という結論は、必ずしも妥當でない」と論じたのであった。私見は、この宋會要の條文の對象は、夔州路一路の特殊ケースであり、それを中國全體はおろか、四川全體に敷衍することも疑わしい、と要約できる。周藤氏は、本書中で拙論を逐條こまかく批判され、氏の前論の「正當性を強調し、その上、あらたに「四川、荆湖北路、江南東路等では、佃戸の逃移を禁止し、佃戸を連れ去るものを罰する『一般法』が行われていたと考える」と主張された。宋代佃戸の性格規定は、少くとも筆者は、單に現存する當時の史料面だけでは明確に導き出し得ないと考えており、従つて、論争もたかく水掛論に陥りがちなことを恐れる。周藤氏の御高説に對するこの反論も、その水掛論を筆者みずから繰り返している嫌いがあるが、ここでは、筆者の立場に立てば以下のように考えることも可能ではないかという點だけを明らかにし、より深くは、いずれ別稿の上で周藤氏の御批判を仰ぐことにしたいと思ふ。

最初にやや煩鎖であるが、行論に關係ある宋會要・開禧條文の一部を抄出しておきたい。

夔州路運判范孫言。本路施黔等州、界分荒遠、綿亘山谷、地曠人

稀。其占田多者、須人耕墾。富豪之家、爭（或脫一字）地客、誘說客戸。或帶領徒衆、舉室般徙。乞將皇祐官莊客戸逃移法、稍加校定。（中略）刑部看詳。皇祐勅、夔州路諸州官莊客戸逃移者、並勒歸舊處。又勅施黔州諸縣主戸壯丁寨將子弟旁下客戸、逃移入外界、委縣司畫寺、（疑脫計字）會所屬州縣追回、令着舊業、同助把托邊界。皇祐舊法、欲禁其逃移。（中略）欲今後應理訴官莊客戸、並用皇祐舊法定斷。（中略）仍行下本路、作一路專法、嚴切遵守、從之。

筆者は拙稿で、この條文からは「皇祐四年、當時の中國で最も遅れた地域である夔州路の、しかも官莊で、客戸の逃移を禁止し、逃亡の場合にはつれ戻す法令が出た。そして南宋の末になつて、從來この地の官莊にあつた客戸逃移禁止令を一般に適用し、夔州一路に限つて施行することにした、ということになり、宋中期から四川で佃戸の移轉が不自由であつたという命題はひき出せぬ」と述べた。また同時に筆者は、①皇祐勅の對象は官莊・夔州という二重の限定を持つ客戸に限られる、②淳熙・開禧の法文にも夔州という限定が入りしかも一路の專法となすと明記している、の二點をも併記した。

これらに對する周藤氏の反論は四つに分けられる。第一は、皇祐勅の「又勅」以下の一節に關係して拙論の誤まりを正されんとした部分である。周藤氏は「又勅以下は官莊のことを述べたものでなく、施州・黔州の諸縣では、主戸の壯丁や寨將の子弟が旁下の客戸即ち佃客と共に逃移した場合には、これらを追及して歸らせて自己の舊の所有地に着いて耕作させることをいふもの」であり、従つて「皇祐四年の勅が官莊の客戸に限定されるものかどうかは疑問」とされている。御指摘のように、又勅以下は官莊と限られておら

ず、その點に觸れなかつたのは筆者の手落ちであつた。しかし、この勅もまた特殊なものであつたことは、夔州路の中でも更に限られた、施州黔州諸縣という枠によつて明らかであらう。筆者は宋代の夔州路を二つの地域に分けて考へている。一つは、夔州から萬・忠・涪の諸州をへて渝州に溯る長江流域のいわば中國内地。一つは施州・黔州を二つの中心とした、異民族に圍まれ、或いは漢蕃雜居する邊境地域である。後者には、そこだけを對象とした特殊な法令が出されること稀ではない。又勅もその一つで、それはあくまで、邊境の特殊情勢に對應したものと考へられる。なおつけ加えればこの勅には、ほかにも問題がある。それは禁令の對象として擧げられてゐる主戸壯丁寨將子弟旁下客戸の讀み方である（淳熙十一年の條では、子弟の下に等の字が入つてゐる）。周藤氏は、子弟の所で上下を分け、「共に」という語を入れて解釋されている。ところが別の部分では「主戸の壯丁、寨將の子弟及び旁下の客戸」と言われてもいて、必ずしも眞意は明白と言ひ難い。三者を並列と見做せば、皇祐の頃、施・黔州では、主戸の壯丁も流移禁止令の中に含まれてゐたことにならう。いずれにせよ、この皇祐四年の勅は限定された特殊ケースに適用されるべきもので、當時、普遍的に四川で行われていたものと斷定しにくく思ふ。

第二點として周藤氏は、宋會要の淳熙の條文で、

本司（夔州路轉運司）今措置。乞遵照本路及施黔州見行專法、行下夔施黔忠萬歸涪（當作峽）澧等州、詳此。如今後人戸陳訴儉賒地客、卽仰照應上項專法、施行。

とある歸・峽・澧に注意され、「この法は夔州路だけでなく、荊湖北路の峽州等でも施行された」と述べられた。しかし、この條文は

果して、歸・峽・澧といった荊湖北路管下の各州で、そこに在籍する主戸・客戸に對して、夔州路と同じ佃戸逃移禁止法を實施したことを物語るのだろうか。荊湖北路に屬する三州中、前二者は、長江に沿つて夔州路から出る時必ず經由すべき州であり、施・黔州から東方に向う時には、峽州とともに澧州の管内を通過せねばならぬ。この條は、逃移戸が夔州管内から足をふみ出した時、隣接州縣が黙つて見逃すと困るので、經路にあたる三州に、夔州見行法の趣旨を徹底させ、協力を求めたものと解釋できないだろうか。筆者はこれだけから荊湖北路の各州で、夔州と同じ法令が行われたと斷定し得ないと考へる。假に前記荊湖北路三州に、同じ禁令が施行されたとしても、それは、三州が夔州路と同じ地域と見做されてゐたためと言ふこともでき、荊湖北路にウエイトがあるのではないであらう。

第三點は夔州の「一路の專法」をめぐるものである。筆者は夔州路の後進性を強調し、こうした法令は夔州だけを對象としたもので、さればこそ最後に「一路の專法」とする限定がつくのだと考へた。ところが周藤氏は、荊湖北路峽州や、四川でも、隨田佃客が一般に行われており、これに對して、夔州の特殊性に鑑みて、その農民や客戸をむしろ優遇しようとしてこの法令が出された。従つて他と區別する必要上、「一路の專法」と限定されたのであらう、と言われる。峽州をはじめとした現在の湖北湖南の一部では、南宋の頃、土地賣買に際して、その小作人も土地につけて賣買する隨田佃客という慣例が存した。周藤氏がこれを佃戸移轉不自由の強力な史料として使用されていることは周知の事實である。そうした慣習は確に存在したし、荊湖に限らず、兩浙地方における學田賣買の時にも似たような事例がみられる。しかし、隨田佃客が一般的で

あったかどうかについては、やはり疑を持たざるを得ない。『五峯集』の

荆湘之間、主戸不知愛養客戸。（中略）往年鄂守莊公綽、言於朝、請買買田土、不得載客戸於契書、聽其自便。朝廷頒行其說、湘人群起。

という史料とて、湖南北のかかる慣行が、江南兩浙地方の眼から見ると不自然であったからこそ改革が立案許可された、しかし、その地の實情に合せず失敗した、と理解することも牽強とは言えない。また、

民間典賣田地、毋得以佃戸姓名、私爲關約、隨契分付。得業者、亦毋勒令耕佃。

という禁令が南宋はじめに出ているからとて、隨田佃客が一般的で、その後も禁止の効果がなかったと言いつけるのは行過ぎのように思われる。だからと言って、筆者は、當時の佃戸が自由に移動し得る、いわば近代の労働者に近いものとは考えていない。その境遇、生活、身分は、周藤氏が指摘された通りのものが、むしろ普通であったろう。しかし、ここの禁令でも明らかになつて來ている。古い律令體制下とは異つた取扱ひを受けるようになって來ている。

隨田佃客は事實として、かなり廣範に見られても、それは、あくまでも前代の遺制と見做そう、というのが筆者の立場である。周藤氏は幾つかの旁證史料を驅使されて、四川の四路並びに荊湖北路峽州等では、ほぼ同じ様な地主佃戸關係が行われていたことを重ねて論じられた。それにも拘らず筆者は單に地主佃戸制に限らず、四川四路を同一平面に置いて考えることには贊意を表し難い。それは、ごく表面的に、丹氏もあげられている『文定集』の、

成都府路水田多山田少、又有渠堰灌漑。其潼川府路多是山田、又無灌漑之利（中略）夔路最爲荒瘠、號爲刀耕火種地。雖遇豐歲、民間猶不免食草木根實。又非潼川府路之比。

という記事や、『吳船錄』に描かれた、夔・歸・峽州の姿、それから、日本に持つてくれば大平野ともいふべき成都盆地の状態などから考えてみても、四川四路を一括して取扱うことに不安を感じる。四川の、特に成都・潼川・夔州三路の、より精密な實證研究が要請される所以である。

最後に、第四點として周藤氏は、「要するに四川においては、北宋初期から中期に亘つて豪族が武力を背景にして佃戸を統制しており、佃戸は豪民から逃移することは困難であつたようである。皇祐四年の夔州路の二つの「專法」はこの状態を反映したもので、夔州路の官莊では、このような豪民がいなかったために、特に官莊で客戸の逃移を禁止したものであろう。（中略）そして北宋末期になると、四川や荊湖北路峽州・鄂州等では、佃戸の逃移を禁ずる法令もできており、南宋初期には佃戸の逃移を禁じ、佃戸を連れ去つたものを罰する「一般法」も成立していたようである、とされて、筆者の「若し法制上、北宋末期から、一般に佃戸移轉が不自由になつていたならば、何故淳熙・開禧になつて、百数十年以前のしかも官莊だけに出された特別の詔勅を援用する必要があつたのか、逆に考えれば、わざわざそのようなものを判例として持ち出さねばならぬくらい、法令上の客戸移轉禁止規定は普遍的でなかったとも言える」という一節のなりたたぬことを強調された。ここで、南宋はじめから佃戸逃移を禁ずる一般法が成立していたと言われる根據は、先掲の『五峯集』と、『朱子文集』の次の一節である。

如今來所招佃客、將來私搬走回郷、即許元贍養稅戶、經所屬陳理、官爲差人前去、追取押回、斷罪交還。

これは、淳熙八年、朱熹が知南康軍（江南東路）であった時、提出された申文であるが、『朱子文集』『朱子語類』の知南康軍當時の筭子・公移を精讀すると、これは、未曾有の飢饉に對處する爲の便宜的措置のように思えて來る。この一文によつて、南宋初期、一般法として佃戶移轉が禁じられていたとするのは勇斷にすぎるのでなからうか。

このように、現存する佃戶關係の史料からだけでは、立脚點の相異によつて兩面に解釋することが可能なのである。今後の研究の方向としては、實證の精度を深めると同時に、丹氏も指摘されているように、特に唐以前との關連において、宋代の土地所有關係や地主佃戶制を考え、常に中國史の大きな流れの中における位置づけを忘れてはならぬであらう。仁井田・周藤兩氏によつて主張される、唐代まで奴隸制、宋以後農奴制という御高説は、法制、身分制の現存史料からは有力であつても、それが優れた宋代の政治・文化、或いは商業の發達という現象と、どのように有機的に結びつくのかという點に對しては、必ずしも十分な解答を與えてはおらぬと思う。

本書に收録された新編のうち、大きなものとしては宋代の土地制度論がある。これは、宋代三百年を通じて、士大夫達が唱えた井田・限田論——多分に議論のための議論の色彩があり、現實性はやや稀薄ともいえるが——を彼らの文集類から剩すところなく收録し、時代順に列べて解説されたものである。周藤氏は「こうした當時の土地制度論は殆どみな井田乃至均田制復活、限田實施を説いたものであるが、これらを分析して行くことによつて、宋代各時期の官僚

・豪族の大土地所有の發達と佃戶制の進展を跡付けることができるようである」と言われているが、少くとも、この論文では、そうした分析の結果は必ずしも明白ではなく、史料集成に終始している。士大夫が、當時の現實をどの程度正しく把握していたかの分析が六ヶ敷いし、觀念的色彩の強い井田・限田論は、より大きな儒教——彼らの教養・思想全般——とも關連し、今後に問題の解決をまたねばなるまい。ただ、この論文中で、周藤氏が次のような表現を用いておられることについて、若干の疑問を出しておきたい。それは、「仁宗の初世に至つて……官戶形勢に土地が集中したので……北宋の末になると官戶の土地所有が益々發達したので……南宋中期になると官戶の大土地所有は益々進んで……南宋末になると土地兼併は一層進んで……」という部分についてである。この説明によると宋代三百年間大土地所有は、不斷に進行し、南宋末に至つてそのピークに達したような印象を受ける。さすれば、少くとも、北宋中期ごろまでは、土地を兼併されぬ、佃戶に没落せぬ、いわば自由農民層ともいふべきものが廣範に見られたのだらうか。この點の所説は必ずしも納得の行く解答が出ない。更に言えば、この部分の表現は、官戶を有力者と改めれば、上は漢、下は明・清にも當て備めることが可能であらう。宋代における、こうした個體發生的な土地兼併の進展が、中國史全體という系統發生の中でどのように位置づけられるのかを、周藤氏自身の口からお聞きしたいと考えるのは、筆者一人ではあるまい。

土地制度問題と並行して、周藤氏は宋代の鄉村制を、特に役法との關連において、精力的に追及されている。南宋の役法と寬郷・狹郷・寬都・狹都との關係、南宋の保伍法、はそうした研究體系

の一環となる論考である。前者では次のことが述べられている。即ち、土地制度史でとりあげられる。寛郷・狹郷とは別に、南宋では、役法上この語彙を使用していた。寛郷とは富戸が多く役に充てられる戸が多いため、役負擔が軽く兩稅額も多くて富裕なところで、狹郷とはその逆である。これは同時に郷の下の都とも関連し、事實當時、寛都・狹都という表現もあった。周藤氏は、こうした寛狹の郷都について、それぞれに於ける役法の問題、政府の對策を物語る史料を数多くあげておられる。後者は以下のように要約できる。民兵制度・自警組織を目指した王安石の保甲法が、次第にその本来の意味を失って役法化し、それと共に、北宋末から南宋に亘って、保伍法と呼ばれる、もとの意味の保甲法が施行された。この保伍法は、特に南宋後半に至って整備されたが、この法を通じて政府は、警察、防災、戸口把握、租稅徵集の補助、教化、救濟などの諸政策を行っていた。また、官は當時郷村で大土地所有を行っていた官戸・形勢戸を利用して保伍法を行っており、彼らもこの法を通して郷都の一般人民に勢力を伸張していったようである。この論文に於ても、凡そ保伍法に關連した史料は巨細となく蒐集され、地域別時代順に分類解説されている。今後この問題の研究者は、史料に關する限りは、これを參考にするだけで多くの裨益を受けよう。ただ——このことは郷村制の變遷に關する論考にもあてはまるが——あまりに數多くの、しかも必ずしも次元を同じくしない史料が列記されると、つい本筋を見失いがちになって来る。保甲法が役法に變るといふ問題にしても、制度の變遷の裏側をもう少し探る必要があるように思う。

以上、盲蛇におじずの妄言を重ねた。大著の全部にふれるのは紙數の制限もあつて果し得ず、またここに紹介した新編についても、

甚だ偏つたものになつてしまつたが、重ねて著者ならびに讀者のお許しを乞ふ次第である。(梅原 郁)

明代徭役制度の展開

山根 幸 夫 著

昭和四十一年三月 東京女子大學學會
A 5 判 本文二一九頁 索引十一頁

山根幸夫氏が戦後の明代徭役制度研究の有力な推進者の一人であつたことは今更いふまでもないことである。此の度、氏がこれまでに發表された數多くの徭役制度に關する論文を基礎に、更にそれらに大きく手を加え、また同時に他の研究者の成果や批判をも採り入れて、「明代徭役制度の展開」なる勞作を公にされた。氏が明代徭役制度研究の上に果された業績については、本書の序文中において岩見宏氏が適切に述べていられるのでここにくり返さない。私も氏の論文に導かれて明代の徭役制度研究によりやく入門したばかりである。氏の處女論文「十五・六世紀中國における賦役勞働制の改革」や、「明代里長の職責に關する一考察」等の論文が、私の研究にどれ程大きな教示を與えてくれたかは、山東の門銀に關する拙稿を讀まれた方には瞭然だと思ふ。その入門者が氏の今回の勞作を批評するという大任を負わされた。荷の重すぎることを言うまでもない。だから本書を讀んで感じたこと、疑問點を率直に述べるといつたような批評に終りそうなことを著者及び大方の方々に対してお断りしなければならぬ。

さて、本書は中國歴代の徭役制度の特徴を略述した序説より始ま